

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：函館市企業局

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.6%
全職員	67.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	—
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	100.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	86.2%
31～35年	88.3%
26～30年	93.1%
21～25年	94.8%
16～20年	82.1%
11～15年	106.6%
6～10年	80.0%
1～5年	99.0%

【説明欄】

- ・ 1の全職員に係る情報のうち、「任期の定めのない常勤職員」については、本庁部局長・次長相当職および本庁課長相当職の全員が男性であることが、差異の要因の一つとなっている。
- ・ 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、相対的に給与水準が高い再任用職員のうち男性の人数割合が71.4%を占め、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員については、女性の人数割合が85.1%を占めていることが、差異の要因の一つとなっている。
- ・ 「全職員」については、「任期の定めのない常勤職員」における女性の人数割合が9.1%であるのに対して、相対的に給与水準が低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」における女性の人数割合が70.2%となっていることから、「全職員」で比較した場合、それぞれで比較した場合と比べ、差異が大きくなっている。

- ・ 2の「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報における(1)役職段階別の項目のうち、本庁部局長・次長相当職および本庁課長相当職については、女性職員が存在しない。
- ・ 同項目のうち、本庁課長補佐相当職については、該当する職員が存在しない。
- ・ (2)勤続年数別の項目のうち、勤続年数 36 年以上の職員については、本庁部局長・次長相当職および本庁課長相当職の男性の人数割合が 32.8%であることが、差異の要因の一つとなっている。
- ・ 勤続年数 31～35 年の職員については、本庁部局長・次長相当職および本庁課長相当職の男性の人数割合が 20.6%であることが、差異の要因の一つとなっている。
- ・ 勤続年数 16～20 年の職員については、男性の本庁係長相当職の人数割合が 10.0%であるのに対して、女性の本庁係長相当職が存在しないことが、差異の要因の一つとなっている。
- ・ 勤続年数 6～10 年の職員については、扶養手当および寒冷地手当が、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の総額に占める男性の割合が 100%、寒冷地手当の総額に占める男性の割合が 91.4%となっていることが、差異の要因の一つとなっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。